



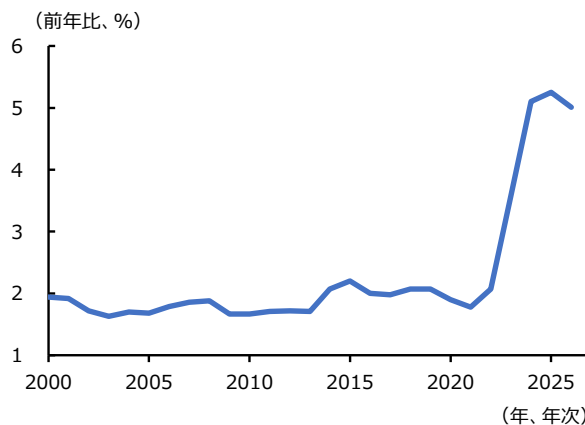
シニア世代の賃金改善が進む一方で、物価高に負ける年金所得

▣ 賃上げには年代による格差。若年層とシニアの実質賃金が上昇

近年、人手不足や物価高を背景に、企業による賃上げが進んでいます。若手だけでなく、60代以上のシニア層の賃上げも進んでいる一方で、年金額の実質的な価値は目減りしています。8月18日に公表した投資環境レポート「貯蓄から投資の加速には、ミドルやシニア層がカギに」では、シニア層を中心とした資産形成の現状について分析しました。本稿では、シニア層の所得環境について分析します。

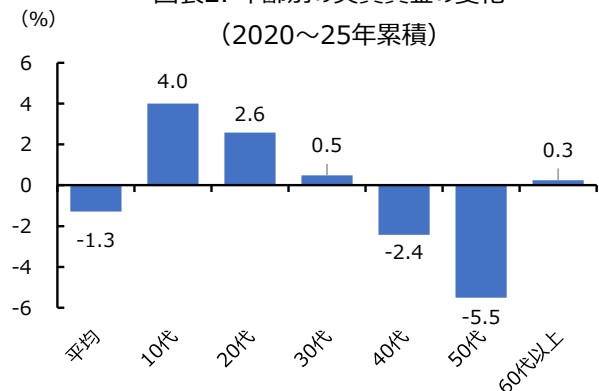
まずは、日本全体における賃上げの状況を概観してみましょう。春闘賃上げ率の推移をみると、2024年から3年連続で5%を超える高い伸びが続いています(図表1)。こうした賃金上昇の動きを追い風に、足元では実質賃金(物価変動による影響を除いた実質的な賃金の価値)が徐々に改善しています。しかし、賃金の上昇には、年代による差があります。図表2は、2020～2025年の5年間で、各年代の実質賃金がどれだけ変動したか示しています。40～50代のミドル層では減少する一方、10～30代の若年層や60代以上のシニア層は増加しています。人手不足を背景に、初任給などを大幅に引き上げる「初任給インフレ」が注目を集めています。その一方で、シニア層についても、定年延長や再雇用後の賃金引き上げといった待遇改善が進んでいるようです。

図表1. 春闘賃上げ率



(注) 期間は2000年～2026年。
(出所) 連合よりデータを取得し、しんきん投信作成

図表2. 年齢別の実質賃金の変化
(2020～25年累積)



(注) 2020～2025年までの全規模・全産業ベースの所定内給与の伸び率から、物価の伸びを差し引いて算出。
(出所) 厚生労働省、総務省よりデータを取得し、しんきん投信推計

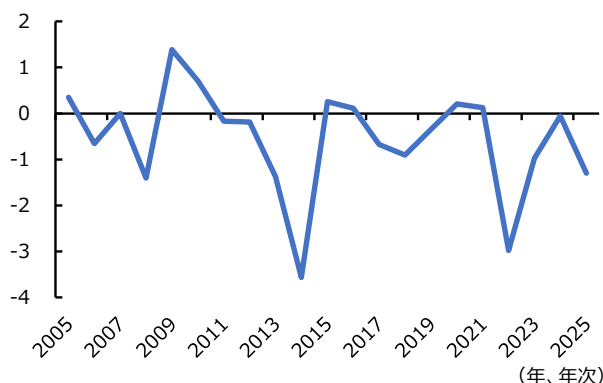
▣ 働くシニアの待遇が改善されている一方で、実質的な年金額は減少

働くシニアの待遇は見直されている一方、年金所得については厳しい状態が続いています。図表3は、毎年の年金額の改定率から物価の変動を差し引いた、実質的な年金改定率の推移を示していますが、直近では4年連続で減少しています。背景には、年金財政の持続可能性を確保するため、給付額が複数の要因によって調整されていることがあります。

まず、過去数年間の年金額の算定にあたっては、現役世代の賃金の上昇率が参照されています。しかし、現役世代の賃金はこれまで、物価上昇に追いつかない状況が続いており、それに伴って、年金額も実質的に目減りしてきました。加えて、現役世代の人口減少や平均余命に応じて算出する「調整率」を差し引く仕組み(いわゆるマクロ経済スライド)が適用されたことも、実質的な年金額の抑制に作用しました。

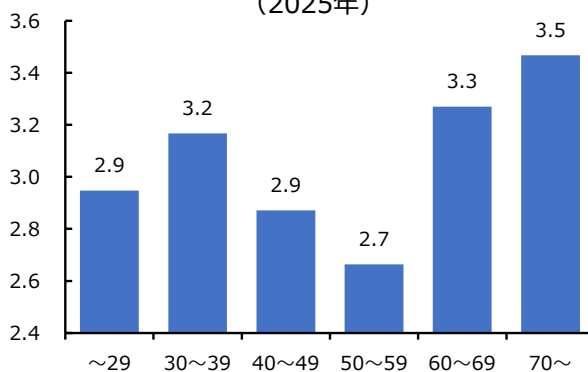
また、シニア層が直面する物価上昇率は、ほかの年代と比べて高い傾向にあります。図表4は、2025年に各年齢層が直面した物価上昇率を推計したもので、現役世代と比較してシニア世代の物価上昇率が高いことがわかります。現役世代は、消費全体に占める教育費や教養・娯楽費、交通・通信費などの割合が大きい傾向にあります。一方でシニア層は、消費に占める食料品などの割合が大きいことから、現役世代と比べて食料品の物価上昇の影響を強く受けます。足元のように食料品インフレが続いている局面では、シニア層の購買力低下に拍車がかかる絵姿になります。

図表3. 年金額の実質的な改定率
(前年比、%)



(注) 期間は2005年～2025年。毎年の老齢基礎年金の改定率から、物価の伸びを差し引いて計算したもの。
(出所) 厚生労働省、総務省よりデータを取得し、しんきん投信作成

図表4. 年齢層別の物価上昇率
(2025年)
(前年比、%)

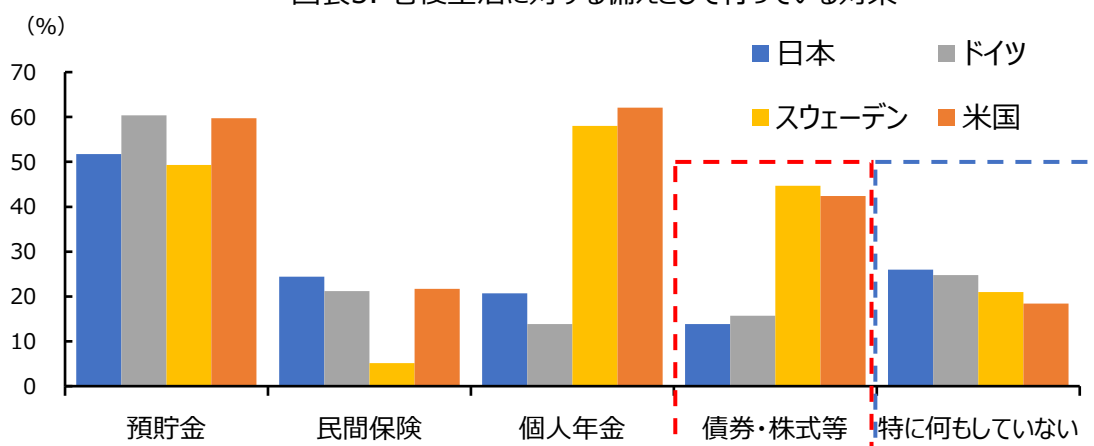


(注) 2025年時点の各年齢層の消費支出のウェイトと各品目の物価の伸び率を利用して、年齢層別の物価の伸び率を推計。
(出所) 総務省よりデータを取得し、しんきん投信推計

□ シニア層やミドル層は、戦略的な資産形成が一層重要に

このように、働くシニアの実質賃金が高まっている一方、年金所得のみで生活するシニアの実質的な購買力は低下が続いています。ここで、日本のシニア層の資産形成に関する状況を見てみましょう。図表5は、各国のシニア層が「老後生活に対する備え」としてどのような対策を取っているか、内閣府が調査したものです。結果を見ると、日本は「特に何もしていない」と回答している割合が他国よりも高く、「債券や株式等」を保有している割合は最も低い傾向にあります。そのため、日本のシニア層は他国対比で、積極的な資産運用に取り組んでいるとは言い難い状況です。しかし、日本では少子高齢化が急速に進む中で、年金額の実質的な目減りは今後も継続していく可能性があります。シニア層に加え、これから定年を迎えるミドル層は、労働による所得を得るほかに、資産運用などを通じて戦略的に資産形成を図っていくことが、一層重要になると考えられます。

図表5. 老後生活に対する備えとして行っている対策



(注) 調査時期は2025年。調査対象は60歳以上。内閣府が日本・米国・ドイツ・スウェーデンの4か国に対してアンケート調査を行ったもの。回答上位5項目を抜粋
(出所) 内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」をもとに、しんきん投信作成

〈参考〉

「貯蓄から投資の加速には、ミドルやシニア層がカギに」

https://www.skam.co.jp/report_column/pdf/2342/kankyo_20260818.pdf



＜本資料に関してご留意していただきたい事項＞

- ※本資料は、ご投資家の皆様に投資判断の参考となる情報の提供を目的として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ※本資料は、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、いかなるデータも過去のものであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。
- ※本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。記載内容は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。
- ※投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ※投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- ※特定ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社より当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ又は同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

【お申込みに際しての留意事項】

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

(お客様に直接ご負担いただく費用)

- ◆ ご購入時の費用・・・購入時手数料 **上限 3.3%(税抜 3.0%)**
- ◆ ご換金時の費用・・・信託財産留保額 **上限 0.3%**

(保有期間中に間接的にご負担いただく費用)

- ◆ 運用管理費用(信託報酬)・・・純資産総額に対して、**上限年率 1.628%(税抜年率 1.48%)**
- ◆ その他の費用・・・監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券売買時の売買手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客様が間接的に支払う費用として、当該ファンドの資産から支払われる運用管理費用、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託に係る上記費用(手数料等)の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、しんきんアセットマネジメント投信が運用する全ての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくお読みください。

※本資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。